

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（昭和二十四年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十条第一項」の下に「（法第五十七条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第十六条第二項第一号」の下に「（省令第三十七条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「第十六条第二項第三号」の下に「（省令第三十七条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項中「第十六条第二項第五号」の下に「（省令第三十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条中「第十三条第一項」の下に「（省令第三十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（地域通訳案内士の修了証明書）

第四条 省令第三十七条において読み替えて準用する省令第十六条第二項第二号の法第十五条の研修を修了したことを証する書類は、別記様式第三号による。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

広島県地域通訳案内士育成研修
修了証書

氏名
年月日生

通訳案内士法に基づき策定した広島県地域通訳案内士育成等計画による広島県地域通訳案内士育成研修（ ）を修了したことを証する。

年 月 日

広島県知事



附 則

この規則は、公布の日から施行する。